

平成23年度第3回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会会議録

○ 日 時 平成23年12月21日(水) 午後2時～午後3時30分

○ 場 所 宇都宮市役所 14B会議室

○ 出席者

〔委員〕大森会長, 角田委員, 岩崎委員, 大山委員, 尾崎委員, 小林委員, 三條委員, 鈴木委員, 野澤委員, 浜野委員, 岩橋委員, 菊地委員, 河野委員, 篠崎委員, 田中委員, 古川委員, 松本委員, 渡辺委員

(欠 席) 無

〔事務局〕高齢福祉課長, 高齢福祉課介護保険担当主幹, 高齢福祉課長補佐, 高齢福祉課企画グループ係長, 介護サービスグループ係長, 高齢福祉課職員3名

○ 傍聴者 無

○ 会議経過

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

- ・ 「にっこり安心プラン-第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画-」の素案について

【資料1・2, 別紙1・2, 参考資料1・2に基づき事務局より説明】

《発言の要旨》

田中委員 ..... 参考資料2のうち, 2の主な介護サービス量の見込みの考え方について再度確認したい。

事務局 ..... 年間のサービス利用者数の見込である。

小林委員 ..... 今回, 市が実施した基礎調査の中で, 自分が介護を受けたい場所についての項目があるが, やはり, 現在の住まいで介護を受けたいという回答が第一位となっている。時代は変わっても, 多くの方々が, 住み慣れ

た地域や家庭で暮らし続けることが何よりだと感じている。このことを踏まえ、今回、新たにリーディングプロジェクトとして設定された「みやまちぐるみケア応援プロジェクト」は、大変時宜を得たものと評価する。しかし、包括的な支援はフォーマルなサービスばかりではなく、インフォーマルなものも含まれてくる。例えば、地域の中の支え合い活動なども含まれることが必要だと思っている。そのため、私も社会福祉協議会では、平成23年3月に策定した第2次宇都宮市地域福祉活動計画をもとに、各地区社会福祉協議会や地域包括支援センター、自治会、民生委員、福祉協力員などと協力しながら、地域の中の支え合い活動に取り組んでいるところである。特に力を入れているのは、自治会単位などの小さな地域を単位にした、赤ちゃんから高齢者、障がいの有無に関わらず誰でも集える居場所づくりである。このような居場所づくりについてはこれまでの会議でも松本委員から発言があったことは聞いているが、今回の計画ではこの居場所づくりの位置づけが無いように思われるが、この点について、市としてはどのように考えているのか伺う。

事務局

高齢者の方々が、住み慣れた地域でいつまでも生きがいを持ち、元気に暮らしていただくためには、人と人との交流の場や仲間づくりの場、機会の提供は重要であり、今回の計画においても、高齢者が気軽に集える場所として、市内5か所に設置した老人福祉センターや、世代間交流の場である茂原交流センターの活用などを掲げている。こうした地域の拠点から、さらに、自治公民館や地域の集会所など、より身近な地域での居場所づくりについては、老人クラブなどが中心となって高齢者自らが活動しやすい場所をつくっていただく、そのために市としては、老人クラブへの支援の充実を図っていくことが必要であると考えている。次期計画におけるリーディングプロジェクトである「みやまちぐるみケア応援プロジェクト」についても、関係団体と行政が力を合わせながらプロジェクトを進めることが必要であり、高齢者の交流の場所や機会などについても結びつくものがあると考えている。なお、児童や障がい者の方の視点についての質問があったが、今回の計画は高齢者保健福祉計画と

ということで、高齢者を対象とした計画である。このため、児童や障がい者の方の視点というのは盛り込みきれない部分はあるが、今回頂いた意見については、今後、地域福祉分科会など横断的な福祉施策を議論いただく機会や場があるので、貴重な意見として繋いでいく。

小林委員 是非、前向きに検討いただきたい。

浜野委員 今回の計画素案の文面中、いろいろな部分に地域社会という言葉がでてくるのだが、地域社会というのは、高齢者だけが暮らす社会ではなく、子どもから大人まで様々な年代の方々が地域の中で暮らすということが前提にあって地域社会が成立していると考えますが、市としては、地域社会をどのように定義されているのか。

事務局 今回、協議いただいている計画は高齢者を対象とした計画であるが、子どもや障がい者、高齢者といった多くの市民を対象とした福祉計画としては、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり計画」があり、この計画のなかで位置づけられている。

松本委員 これまでの分科会でも申し上げているが、高齢者が地域で元気に生涯を過ごすためには、赤ちゃんから高齢者まで様々な方達が交流できる居場所が必要だと考える。これは今日の午前中の話なのだが、ある小学校の生徒達が、授業の一環として、一人暮らしの高齢者を4軒ほど訪問した。訪問する子供達も大変楽しみにしていたし、実際に訪問された高齢者の方の中には、外出もできないような高齢の方もおられるが、子どもたちが訪問すると驚くほど元気になる。一人暮らしなので、普段、子ども達との接触などほとんど無いが、にこにこした子ども達がささやかな折り紙のプレゼントを一つ持っていっただけで、おそらくその折り紙を来年のクリスマスくらいまで大切にしているであろう。そういう交流の場所というのが地域の中にないと、机上でどんな立派な計画ができたとしても地域は動いていかないのではないか。小林委員や浜野委員がおつ

しゃっていたような地域の中の居場所づくりを，老人クラブなどの団体  
にお願いするのではなく，地域の皆さんで考え作り出すことが可能とな  
るよう，自治会単位や小学校単位でつくれるような後押しが行政として  
必要ではないかと考える。今回，小林委員が，宇都宮市社会福祉協議会  
として，自治会などの小さな単位での居場所づくりに取り組まれている  
とのお話があり，とてもうれしく本当に拍手を送っている。しかしなが  
ら社協だけでは無理な部分があるのではないかと思うので，ぜひ  
行政として支援していただきたい。

また，私達のグループの活動として，明日，高齢者の方々や障がいの  
ある方々とのクリスマス会を予定している。会場は200人くらい入れ  
る場所なのだが，今年はまだ280人くらいの方々から申込を受けてい  
て，今日になっても参加したいという話 coming。しかし，このクリ  
スマス会についても，私達のグループの持ち出しのお金で運営している  
ため，資金的にも厳しい状況となっているのだが，地域では，こうした  
行き場のない高齢者の方々が毎年どんどん増えてきている。行政として  
は，この現実をしっかりと見ていかなければならないのではないか。

次に，「みやまちぐるみケア応援プロジェクト」については，とてもわ  
かりやすいプロジェクトとなっているが，例えば，先ほどの子ども達と  
高齢者を訪問したときの話なのだが，帰り道に，ある知り合いの企業  
の方に話しかけられた。そして，子ども達と高齢者を訪問したというこ  
とを伝えたところ，おやつを持ってきてくれた。私達が活動できるのも，  
このような企業の応援や支えがあって出来ている。このプロジェクトの  
イメージ図の中に，是非，企業も加えていただきたい。

事務局

今回のイメージ図の中で，全てを網羅できなかったところはあるかと  
は思うが，先程いただいた意見や視点などについて，盛り込める部分に  
ついては対応させていただく。

大森会長

浜野委員が質問された地域社会の概念については，先ほどの説明でよ  
ろしいか。

浜野委員

質問の趣旨としては、大きなイメージで捉えないと高齢福祉は見えてこないというのが言いたかった。松本委員の意見にも同様の内容が含まれていたため、先程の回答で了承した。

岩崎委員

地域福祉に関する計画の策定については、宇都宮市が地域福祉計画を策定し、地域福祉を実践する計画として、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定している。地域福祉計画や活動計画の概要については、今回の会議資料として提供されてはいないが、今後は、地域福祉計画との連動が極めて重要となると考える。

大山委員

先ほどから話題となっている、地域の居場所づくりについてであるが、松本委員の意見のなかに、子どもから障がい者まで横断的にという話があった。今回のこのリーディングプロジェクトの中で、子ども課の取組や障がい福祉課などの取組を組み入れることはできないのか。

事務局

資料2、2ページ下図にあるように、次期にっこり安心プランの策定にあたっては、地域福祉計画である宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画や、障がい者福祉プラン、うつのみや地域教育プランなど、本市が策定する他の行政計画との連携を図りながら策定を進めてきたところである。

大山委員

別紙2裏面にあるイメージ図がとても解りやすく、どなたがみても一目瞭然となっているので、是非とも、子ども達や障がい者が入るようなイメージ図になれば良いと思う。たとえ高齢者のための計画であっても、世代間交流は必要であるし、地域での支え合いとなれば高齢者に限ったことではない。また、先程の企業という視点についても、企業における地域貢献という使命もあるので、企業のCSR活動といったものもこのプロジェクトのイメージ図に入れていただければ、地域的に網羅されていくのではないかと思う。

事務局

只今の意見を踏まえ、検討させて頂く。

三條委員

地域包括支援センターでは、要支援1・2の方々に対するケアプランの作成を行っているが、今後の介護予防の方向性について、国では、要支援の方達は保険給付から切り離すという話を聞いている。この国の考え方に対し、市ではどのように考えているのか。今後、地域支援事業の中に要支援の方達を入れていくのか、それとも、このまま変えずに進めていくのか、更に、介護保険料についても上げるのか、そういった部分だが、今回の資料を読んでもわからないので、今後の方針について伺いたい。

事務局

只今の質問は、国が新たに創設した「介護予防・日常生活支援総合事業」についての質問だと思うが、この事業は、従来、要支援の方を対象に介護予防給付サービスとして受給していたサービスを、市町村の判断により、介護保険サービスから切り離し、地域支援事業のなかで、新たに介護予防給付サービスや配食サービスなどを組み合わせた総合的なサービスを提供することを可能とする事業である。本市においては、これまでも介護予防事業や配食サービス、見守りなどの事業に取り組んでいるところであり、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施にあたり必要となる運営基準などについて、平成24年3月を目途に国から提示される予定となっており、現時点での事業実施の判断は困難であることから、今後、国の動向を注視しながら、次期計画期間の中で、改めて検討をしていく予定である。

野澤委員

老人クラブの現状について申し上げますと、現在、老人クラブが結成されている自治会は市内で約半数、クラブ数としては357クラブとなっている。老人クラブに参加されている方々は、地域の仲間と共に軽スポーツを楽しんだり、子どもとの交流などの活動をされている。これはお願いののだが、未結成の地域については、老人クラブを結成していただくように、委員の皆さんからもお話していただければと思う。宇都宮市

では、4年連続、老人クラブ会員数が増加しているが、県内全体としては、会員が毎年約3,000人減少している。栃木県は関東で一番会員数が少なく、10万人以下というのは栃木県だけである。是非、委員の皆さんからも機会があれば、老人クラブの結成や加入の話をしていただければありがたい。

岩崎委員

老人クラブの「老人」という言葉のイメージがあまりよろしくないのではないかと、以前から言われているが。

野澤委員

以前、中学生からもそのような意見をいただいた。高齢者は自分では若いつもりでいるが、「老人」という言葉が悪いからクラブに入らないのではないかと。このため、平成21年に愛称を募集したところ、200人近い方から応募があり、その中から「おおいちょう宇都宮」という愛称を採用した。現在はこの愛称を活用し、会員を増やしていくようお願いしているのだが、なかなか急に増えるものでもなかった。

岩崎委員

老人クラブの運営面で言えば、クラブ長になる方の事務が煩雑で、やろうとかやれるという方がいなくなって、老人クラブを解散するというのもよく聞く。例えば、市がクラブの事務局を援助する制度をつくって、もちろん委託や助成金があるのは知っているが、これだけ高齢者が増える中、全国的にはクラブの会員が減っている状況を踏まえ、老人クラブを支える仕組みをつくるのが市としては必要ではないかと思う。

野澤委員

岩崎委員のお話のとおり、高齢になって事務が困難になったということで、クラブ長を受けてもらえないこともしばしばある。そういった理由で解散されるのも困るため、連合事務局でもお手伝いをすると言っている。何か事務処理上困ったときは、事務局の方へ相談していただければお手伝いをする、そういった理由で解散するときは必ず相談してほしいと言っている。

岩崎委員

例えば、各地域に事務を代行していただけるような人材がいないだろうか。遠くではなく近くにいる方で、いろいろ煩雑な事務を代行してくれるような方が。個人委託なり、地区センターが事務を代行するといった仕組みが出来れば、老人クラブや会員数を維持できるし、増やすこともできるのではないか。

野澤委員

やはり、老人クラブの会長が、会長もやりながら、事務処理全てを一人でやるということになると重荷になり、受ける方がいなくなってしまう。町内には、事務をできる方もいると思うので、役割分担をしていただきたい。何度も言うが、もしもという場合には、事務処理のお手伝いも含め、連合事務局で相談に乗る。

岩崎委員

介護予防や先程のサロンのようなものにも繋がるが、老人クラブが活動することで、様々なことが可能になると思う。地域包括支援センターだけが様々な事を担うというのでは、限界がある。

野澤委員

老人クラブを結成している地域では、定例会などの場に地域包括支援センターの職員の方に参加していただき、健康体操を教えてもらうなど色々と協力していただいている。老人クラブがあるということで確実にプラスになっている。老人クラブを結成することで、地域貢献にもなるし、自分の健康維持にも繋がる。

篠崎委員

立派な計画であり、これができれば素晴らしいものになると思うが、これが出来上がったときにどこまで達成できたのかという評価や検証はどのように行うのか。先程、企業がプロジェクトから抜けているという指摘があったが、こういうことを点検させてくれという事業者がいると思う。みんなでまちづくり課では地域貢献度の高い企業をリストアップしている。そういった課とも連携して、貢献度の高い企業をプロジェクトに位置づけるなどしてみてもどうだろうか。そうすれば進捗状況も容易に把握できる。それと、自治会のほかに、各地域にまちづくり推進協



議会ができています。自治会とは組織が別になっているため、進捗状況を把握したり、計画を徹底させたりということが可能となると思うので、プロジェクト内に組織として組み込むことも検討してはいかがか。

それからもう一つ、先程から話題に上っているが、老人クラブに頼ることがかなり多いと思う、老人クラブへの支援という意見もでていますが、具体的な支援があればお聞かせ願いたい。

事務局

まちづくり貢献企業やまちづくり推進協議会を活用した進捗状況の把握については、担当課と意見交換をさせて頂き、場合によっては検討させて頂きたいと思う。

また、老人クラブへの支援については、現在、老人クラブ連合会事務局への補助金、あるいは単位老人クラブについても人数割で補助をするような支援の仕組みをとっている。今後も老人クラブ連合会事務局と連携を図りながら、加入促進に向けた周知啓発の充実など、補助金だけでは進まない部分への支援についても、連合会事務局と一緒に考えていきたい。

三條委員

老人クラブ活動への補助については、現在、人数割で補助されているためある程度の会員数を確保しなければならず、このため、90歳を過ぎてもお名前だけ入っているという方もいると聞く。本来の趣旨からすれば、このような話ではなく、地域で本当に活躍して頂くためには、地域人口割による補助の仕組みの方が良いのではないかと思う。補助金申請の時になって、必死に会員集めをしているということも聞く。

野澤委員

老人クラブ活動に対する補助については、現在、7段階に階層が分かれており、会員が30人未満の場合補助金は出ない。このような小規模な団体については補助金は出ないものの、各種スポーツ大会や歩け歩け大会などの行事には参加可能としている。

三條委員           やはり、少しでも補助金があったほうが活動しやすくなると思うので、何らかの方法を考えて頂きたい。

野澤委員           補助金に関しては機会あるごとに市に対し要望はしている。また、老人クラブがある地域では、自治会から補助金が出ている。例えば、30人未満の老人クラブであっても、町内で活動を行えば自治会から補助は受けられると思う。なので、老人クラブ結成当初から40人、50人という会員を集めるのは難しいと思うので、小規模でも少しずつ増員して活動いただければと思う。

事務局             引き続き、連合会や委員の皆さんとも意見交換させていただきながら、あるべき姿に近づけるように努めていきたい。

鈴木委員           本計画は宇都宮市第5次総合計画の個別計画として位置づけられているのだと思うが、具体的な事業の展開ということで4つの目標、さらにそれらを引っ張っていくためにリーディングプロジェクトがあり、施策事業もたくさんあげられている。これら施策事業を具体的に展開するためには、総合計画の見直しの中で事務局にしっかり頑張ってもらわないといけない。我々委員が市の政策会議に出て話をするわけではないので、この計画にある施策事業を総合計画の中に位置づけていただかないと動けなくなる。そういう意味では、事務局の皆様にエールを送りたいと思う。

それから、先日、どこかの会議で、民生委員は高齢者のことばかりをやっているのではないかと、子供のことはやってないではないかというご指摘があった。宇都宮市では3年後の平成26年には、高齢化率が23%近くになると見込んでいるが、高齢化率が高くなるにしたがって、高齢者の独居世帯の増加や、孤立化も進むということをも、各民生委員がしっかりと理解把握していなければならない。高齢者ばかりをみているなどと言われたが、800人の民生委員は、そういった一人暮らしの高齢者に対しては、特に注意を払ってそれぞれ訪問をしている。このように民

生委員が活動できるのも、地域包括支援センターや生活福祉課のケースワーカーの皆さんの支えがあることで、頑張ることができている。いずれにしても、実施計画計上事業になるように頑張っていたきたい。

浜野委員

今回の計画を読むと、地域包括支援センターの名前がいたるところに出てくるが、少し気になった部分があった。84ページから86ページまでの部分であるが、②の「市、医療機関、介護予防事業者等と緊密に連携しながら「地域包括支援ケア」の実現に向けた取組を推進します。」という部分。本計画で我々はこれに対し、しっかりと取り組まなければならない。それと共に、85ページの(イ)の中段に、「引き続き、市と地域包括支援センターの連携を強化しつつ、予防給付と介護予防事業のマネジメントや各種相談、高齢者虐待の防止、高齢者の権利擁護、認知症などの窓口相談、地域のネットワークづくりに取り組みます。」と記載されているが、厳密に言えば、連携ではなく、市が責任を負わなくてはならない立場であり、ここは市が丸抱えで責任を負うようなイメージをつくっていただかないといけない、連携という表現では弱すぎる。我々は今、委託だからという言葉が使われている。委託だから予防を主力でやっていくのだと。ちなみに、自治体直営の地域包括支援センターの人員体制を調べたところ、10人体制とか15人体制で運営しているところもあるが、我々は3人体制で運営している。これまでも市に対しもう1人、4人体制で運営させてもらえないかをお願いしている。高齢者虐待など様々な問題が増える中で、我々は批判ばかりを受けている立場であり、連携という言葉はやめてもらいたいという気持ちである。市が責任を持って強固な協力体制をつくるぐらいの気持ちを持って頂かないと困る。先日、市から、委託料を払っているのに何でこのようなことができないうのだという指摘を受けた。そのようなことを言われる筋合いはないはず。地域包括支援センターが委託を受けてやるのではなくて、市が委託をするのだと、市が責任をとるという立場でやってもらわなくては困る。また、86ページのb、地域包括支援センター運営協議会の一番上、「中立性・公平性の確保を図るため」とあるが、であるならば、市が

直営で独自に運営すればよいのではないか。それを我々に委託しているにも関わらず、最後の行にもう一度「中立性・公平性の確保を図っていくと」と二度押ししている。これでは、我々は全然信用されていないのではないのかという感を受ける。運営協議会を強化するというのであれば理解できるが、この表現は、地域包括支援センターを委託により設置運営しているのだからという書き方に他ならないと、私は憤りを感じている。他の会議などでも地域包括支援センターに対する批判が多いことから、ここの部分は明確にさせていただきたい。今回の介護保険法の改正の中で、地域包括支援センターは市が責任を持ってということをもう少し強力に、なおかつ、委託の場合はしっかり契約書に記載するように言われている。これは、連携などと生易しいものではない、というのが私の考えである。

事務局

ご意見を踏まえ、表現については検討する。

鈴木委員

地域包括支援センターは地域に尽力しているなどの書き方にはできないものか。民生委員は地域包括支援センターにとっても助けてもらっている。

三條委員

地域で活動していて実際に感じることだが、今、なんでもかんでも地域包括支援センターにというように聞こえてくるし、見えてくる。これほど地域包括支援センターへの需要がある中で、センターの数が現在市内に25か所。高齢者に関する問題がこれだけ増えてきているにも関わらず、これら問題の全てを25か所に対応できているのか。私としては、25か所では足りないように感じている。

浜野委員

地域包括支援センターの設置数については、中学校区ごとに設置するなど国が示す基準があり、現在の設置数で良いと考える。問題はどのように活動できるかということ、例えば、地域包括支援センターが抱える支援困難なケースに対しては、我々が、居宅介護支援事業所に出向き、

支援困難ケースを受け入れてもらえるよう、「特定事業所加算」をとっていただく。「特定事業所加算」をとっている事業所が増えるということは、地域全体のケアマネジメントの質の向上にもつながるし、地域包括支援センターとしても非常に助かる。民生委員の方々や社協などとも連携して様々な事に取り組む余裕もでてくる。このためにも、市が大きな権限を我々に与えてくれることが必要で、そうすれば良い循環ができる。つまり、地域包括支援センター数の問題ではなく、活動する環境の問題である。実際に、地域包括支援センターを対象にアンケートを実施したが、その結果、要支援者のプラン作成と委託先との調整が業務の6割を占めていた。すると、残りの4割で本来の業務をやらなくてはならず、そこが辛いところである。社会の色々な役割と我々が繋がっていくためには、市のバックアップが欲しい。今後、成年後見の問題などでもっと複雑になると考えられる。地域包括支援センターは、そういったことに関しても担わなくてはならないという使命がある。だからこそ、先程の表現についてはもう少し考えてもらいたい。

大森会長

市のバックアップについてももう少し詳しく聞かせていただきたい。

浜野委員

我々に委託したのだからやるのは当然だろうという考えは地域の中では通じない。地域にはインフラの整備や、災害の問題、独居高齢者の問題、空き家の問題など複雑な問題が絡まりあった中で、地域包括支援センターはどうコーディネートするかということを常に悩んでいる。例えば、自治会長ともたくさん話し合わなければならないが、自治会長からすれば、市はどう考えているのだと、結局、キャッチボールになってしまい、それで終わってしまう。市が我々の後ろ盾になってくれれば、市の代行として、市ではこんな考えをもっているから地域包括支援センターはこんな形で進めたいと説明することができる。地域包括支援センターが活動するためには、地域の中のこのような方を我々の仲間に入れて欲しいとより具体的にお願いすることができる。現在、調査研究事業を活用したまちづくりに取り組んでおり、ようやく膨らみかけている。地

域包括支援センターの活動とまちづくりを一緒に展開すること、社会福祉協議会と地域包括支援センターと一緒に活動することで、より動きやすい環境が実現できるのではないかと。

三條委員

地域包括センター運営協議会について、年に1回開催する程度なのだが、せめて年に1回、開催時期も3月末ではなく、年度半ばに開催していただければ良いと思う。

大山委員

今回の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムが位置づけられており、この考え方を基本に、次期計画は策定されているのだと思うが、地域連携の中心が地域包括支援センターということになると、この人数とこの委託費の中で、これだけのことを網羅して、それぞれのエリアにおいて活動するというのは、かなり厳しい状況だと感じる。ただ国は、そういった地域包括ケアを自治体に求めている。それを受けて、宇都宮市は地域包括支援センターにどのくらいの役割を求め、目標を持っているのか。

事務局

地域包括ケアシステムについて、国は、2025年までに完成させることを目指すとしており、この先1・2年でその仕組を完成させるということではない。しかしながら、本市としても、将来を見据え、一步一步積み重ねながら構築していかなければならないと考えている。

大山委員

私はどうしても施設側の立場になってしまうのだが、別紙2裏面のイメージ図では、介護従事者とか医療従事者という個人となっており、団体としての表現にはなっていないが、団体を飛び越え、従事者同士のネットワークを作るとするのは非常に困難だと考えるがいかがか。

事務局

只今の御意見を踏まえ、修正について検討する。

三條委員

介護家族の立場としては、認知症で徘徊や暴力などが激しくなった場合に、デイサービスなどの受入れ先がなく、逆に家族が病気になってしまうというケースがある。このようなケースがどんどん増えていく中で、宇都宮市では施設整備についてどの様に考えているのか。一般の施設だと高額で利用が難しい。また、若年性認知症の方への支援についても、是非、盛り込んでいただきたい。

田中委員

三條委員の発言のとおり、実際に介護される御家族のなかでは、現実にはそういったことでお困りのケースというのがあって、増加しており、これから先も増加していくだろう。しかし、その問題にどう対応していくかというのは、宇都宮市の高齢福祉課でどうにかなる問題ではなく、医療や介護の現場が、もちろん、市とも緊密に協力しながら対応しなければならない問題である。医療職にある者としてもそこはよく認識している。認知症の本人や介護する御家族への対応については、宇都宮市医師会のなかで実際に取り組み始めており、もう少し時間をいただくことにはなるが、そのような場合にどう対応すればよいのかという答えを出していきたい。

大森会長

三條委員が話された内容は、認知症の周辺症状というもので、患者本人の人格、その置かれている環境、体調が絡み合ったところで起こるもの。しかし、早期に医療や介護のレベルに乗せれば、周辺症状は起こりにくい。そのため、早期発見、早期対応ということが極めて重要で、宇都宮市医師会でも田中先生を中心に考えられているところある。認知症の専門医でなくとも、かかりつけ医が早期に発見するという体制が必要である。今までは、周辺症状が起きて家族が困ってから受診が始まっていた。もちろん状態が悪化した人を受け入れるような施設も大事ではあるが、やはり認知症については、早期発見、早期対応がとても重要ということ。事務局としても、本日出た様々な意見を参考に、ご検討いただければと思う。

### 3 その他

事務局：次回分科会は2月上旬開催予定。

今回はパブリックコメントの結果，介護保険料の設定等について提案予定。

### 4 閉 会